

小口零細企業資金融資要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田市中心企業融資あっせん制度要綱に定めるもののほか、小口零細企業資金の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせん対象者)

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次の要件をすべて満たす者（用語の定義は要綱第6条第1項第1号による）

- (1) 要綱第5条第2号に規定する小規模企業者であること。
- (2) 申請時において協会の保証残高が2,000万円以下であること。
- (3) 市内に1年以上住所を有すること。
- (4) 市内に主たる事業所を1年以上有すること。
- (5) 事業歴が1年以上であること。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。

(資金使途)

第3条 資金使途は、要綱第7条に定める設備資金および運転資金とする。ただし、借換えは小口零細企業資金内ならびに一般事業資金および創業資金から行うものに限る。

附 則

この要領は平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年8月6日から施行する。

(平成26年9月1日から同年12月26日までの間における小口零細企業資金の資金使途の特例)

- 2 平成26年9月1日から同年12月26日までの間に小口零細企業資金の融資あっせん申請を行う者に係る資金使途については、第3条の規定にかかわらず、秋田県中小企業融資制度要綱(平成14年4月1日施行)に規定する中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)および経営安定資金(緊急経済対策特別枠)に係る既借入金の借換えのための資金を含むものとする。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。